

# 愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2712号

平成27年10月 2 日金曜日 第2712号

<b>♦</b>	Ħ	ж 💠					
	規	則					
住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則		(市町振興課)1010					
	告	示					
大規模小売店舗の新設の届出の概要等		(経営支援課)1012					
肥料登録有効期間の更新							
農用地利用配分計画の認可申請		(農産園芸課担い手・農地保全対策室)1013					
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示		(森林整備課)1013					
同意の成立(特定養殖共済)		(漁政課)1015					
漁業の許可又は起業の認可の申請期間		(水産課)1015					
公聴会の開催 (3件)		(都市計画課)1015					
委任した指定構造計算適合性判定機関の住所の変更		(建築住宅課)1016					
委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務	<b>务を行う事務</b>	所の所在地の変更(2件)( " )1016					
建築士の免許の取消し		( " )1017					
落札者等の告示		(会計課)1017					
指定居宅サービス事業者の指定		(東予地方局地域福祉課)1017					
指定介護予防サービス事業者の指定(2件)		( " )1018					
指定障害福祉サービス事業の廃止		( " )1018					
開発行為に関する工事の完了		(中予地方局建築指導課)1018					
	訓	<b>�</b>					
愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令		(市町振興課)1018					
	公	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
	_						
		(労政雇用課)1020					
土地(埋立地)の売払い		(港湾海岸課)1027					
	監査公	表					
定期監査結果の公表		(監査事務局)1028					
	人事委員会	: 告示					
愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開え	示詰求をする	ことができる個人情報の一部改正(人事委員会事務局)1036					
	举管理委員	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
以后凹体の収文報古書の安百の公表の一部訂止		(選挙管理委員会)1036					
公営企業告示							
愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開売	示請求をする	ことができる個人情報の一部改正(公営企業管理局総務課)1038					

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

## ○愛媛県規則第43号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則(平成14年愛媛県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

īF 改 後

(身分証明書)

第2条 法第30条の39第2項 の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第1号)とする。

(本人確認情報の開示手続)

- **第3条** 法<u>第30条の32第1項</u>の規定に基づく自己に係る本人確認情 │ **第3条** 法第3<u>0条の37第1項</u>の規定に基づく自己に係る本人確認情 報の開示の請求(以下「開示請求」という。)は、本人確認情報 開示請求書(様式第2号)により行わなければならない。
- 2・3 省略
- よる本人確認情報の開示は、本人確認情報が表示されたディスプ レイの画面を閲覧させることにより行うものとする。

(開示期限の延長の通知)

第4条 法第30条の33第2項の規定に基づく通知は、本人確認情報 開示期限延長通知書(様式第3号)により行うものとする。

(本人確認情報の訂正等の申出)

- 第5条 法第30条の35の規定による本人確認情報の内容の全部又は 第5条 法第30条の40の規定による本人確認情報の内容の全部又は 一部の訂正、追加又は削除の申出(以下「本人確認情報の訂正等 の申出」という。)は、本人確認情報訂正(追加、削除)申出書 (様式第4号)により行わなければならない。
- 2 省略
- 3 法第30条の35の規定に基づく通知は、本人確認情報調査結果通 │ 3 法第30条の40の規定に基づく通知は、本人確認情報調査結果通 知書(様式第5号)により行うものとする。

(区域内の市町の執行機関等への本人確認情報の提供方法)

- 第6条 条例第3条の都道府県知事保存本人確認情報の区域内の市 町の執行機関への提供方法及び条例第6条の都道府県知事保存本 人確認情報の知事以外の執行機関への提供方法は、電気通信回線 を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスク への記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年6月 総務省告示第334号)に定めるところにより、電気通信回線を通 じて電子計算機に送信する方法とする。
- 樣式第1号(第2条関係) 身分証明書

(表)

省略

上記の者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30 条の39第1項 \_の規定による立入検査を 行う職員であることを証明する。

省略

(裏)

住民基本台帳法 (抜粋)

改 īF

(身分証明書)

に規定する職員 **第2条** 法第30条の23第3項及び第34条の2第2項に規定する職員 の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第1号)とする。

(本人確認情報の開示手続)

報の開示の請求(以下「開示請求」という。)は、本人確認情報 開示請求書(様式第2号)により行わなければならない。

2・3 省略

4 法第30条の32第2項ただし書の規定に基づく書面以外の方法に | 4 法第30条の37第2項ただし書の規定に基づく書面以外の方法に よる本人確認情報の開示は、本人確認情報が表示されたディスプ レイの画面を閲覧させることにより行うものとする。

(開示期限の延長の通知)

第4条 法第30条の38第2項の規定に基づく通知は、本人確認情報 開示期限延長通知書(様式第3号)により行うものとする。

(本人確認情報の訂正等の申出)

- 一部の訂正、追加又は削除の申出(以下「本人確認情報の訂正等 の申出」という。)は、本人確認情報訂正(追加、削除)申出書 (様式第4号)により行わなければならない。
- 2 省略
- 知書(様式第5号)により行うものとする。

(区域内の市町の執行機関等への本人確認情報の提供方法)

- 第6条 条例第3条の保存期間に係る本人確認情報 の区域内の市 町の執行機関への提供方法及び条例第6条の保存期間に係る本人 確認情報 の知事以外の執行機関への提供方法は、電気通信回線 を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスク への記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年6月 総務省告示第334号)に定めるところにより、電気通信回線を通 じて電子計算機に送信する方法とする。
- 樣式第1号(第2条関係) 身分証明書

(表)

省略

上記の者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30 条の23第2項(第34条の2第1項)の規定による立入検査を 行う職員であることを証明する。

省略

(裏)

## 住民基本台帳法(抜粋)

(報告及び立入検査)

第30条の23 省略

- 2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認 情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認 めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報 処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその 職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処 理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の 実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させる ことができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を

(報告及び検査)

第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項

の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを 提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため に認められたものと解釈してはならない。

第6章 罰則

- (1) 第11条の2第11項若しくは<u>第30条の39第1項</u>の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 省略

示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これ を提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪 捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (報告及び検査)

第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項 の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その 必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項 の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある 者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員 に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の 理由がある者の事務所又は 事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、<u>関係人に</u> 提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため に認められたものと解釈してはならない。

第6章 罰則

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の 罰金に処する。

- (1) 第11条の 2 第11項若しくは<u>第34条の 2 第 1 項</u>の規定に よる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の 規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 省略

第48条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行 為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、30万円以下 の罰金に処する。

- (1) 省略
- (2) 第30条の23第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (3) 省略

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 身分証明書の区分に応じ、該当する条文を選択して記載 すること。

#### 附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

## 告 示

#### ○愛媛県告示第1190号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ今治店

今治市中寺字久信270番地 1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

株式会社ビッグ・エス

香川県高松市多肥上町1210番地

代表取締役 大坂 尚登

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ビッグ・エス

香川県高松市多肥上町1210番地

代表取締役 大坂 尚登

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年5月15日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2 428平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数

92台

イ 駐輪場の収容台数

40台

ウ 荷さばき施設の面積78平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量 49 5立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 2 第66
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日

平成27年9月14日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第1191号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する平成27年度の事業計画を、平成27年9月18日次のとおり定めた。 平成27年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う 者 の 名 称	調	査	地	域	調	查	期	間	摘	要
新居浜市	別子部	山竹	ケ市	თ-	平成28	年 3	月31	日まで	地籍調査	

#### ○愛媛県告示第1192号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成27年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有 効期限	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成30 年9月 25日	愛媛県 第1240 号	魚廃物加工肥料	5.0魚加 至 至 至 下 五 形 料	室量 0 素 5 6酸 り全 2 8	含許る成最及の制項定のり有さ有分大び他限は規とをれ害の量その事公格お	吉田町漁業協同組合。 製場中工間見市 要援県下立間見用 428番地

#### ○愛媛県告示第1193号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひ め農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成27年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

	賃借	権の	り設	定等を受け	ける者	賃借権の設定等	を受ける土地
氏	:名又	は名	称	住	所	所在及び地番	面積 ( m² )
永	井	武	信	愛媛県松L 町2829番 <sup>は</sup>	山市北梅本 也	愛媛県松山市北梅本 町甲2880番ほか13筆	7 ,156 .41
日	野	大	成	愛媛県伊 宮内1051都	予郡砥部町 番地 3	愛媛県伊予郡砥部町 岩谷口762番ほか5 筆	14 ,502
森	岡	芳	文	愛媛県大洲 野田772番	州市平野町 地 1	愛媛県大洲市平野町 野田161番ほか13筆	5 ,092

## 2 申請年月日

平成27年9月11日

## ○愛媛県告示第1194号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(平成27年8月愛媛県告示第1011号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又 は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町二名 甲4059の1、甲4059の2	上浮穴郡久万町大字二名甲38 27番地 1 友 井 忠 男	森林所有者
上浮穴郡久万高原町二名 乙60	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 2350番地 毘沙門 太 郎	"

17227	-10/3 2 []	
上浮穴郡久万高原町二名 乙61、乙63	上浮穴郡久万町大字二名43番 戸 永 久 和太郎	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙61	上浮穴郡久万町大字二名甲11 31番地 吉 岡 俊 秋	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙61	上浮穴郡久万町大字二名39番 戸 山 中 丈 観	ıı .
上浮穴郡久万高原町二名 乙61、乙63	上浮穴郡久万町大字二名甲90 0番地 土 居 詩嘉雄	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙61、乙63	上浮穴郡久万町大字二名甲89 5番地 久 保 タ カ	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙61	上浮穴郡久万町大字二名甲14 4番地 中 西 力 蔵	n .
上浮穴郡久万高原町二名 乙61	上浮穴郡久万町大字二名甲85 8番地 松 岡 クニヨ	ıı .
上浮穴郡久万高原町二名 乙61	上浮穴郡久万町大字二名甲11 39番地 土 居 弥 蔵	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙61	上浮穴郡久万町大字二名30番 戸 久 保 数 市	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙61、乙63	上浮穴郡久万町大字二名甲97 0番地 好 竹 理 順	n.
上浮穴郡久万高原町二名 乙61	上浮穴郡久万町大字二名甲84 7番地 高 岡 万太郎	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙61、乙63	上浮穴郡久万町大字二名甲97 4番地 3 谷口 伊三五郎	n.
上浮穴郡久万高原町二名 乙61、乙263	上浮穴郡久万町大字二名甲73 7番地 竹 井 刷 子	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙63	上浮穴郡久万町大字二名甲11 39番地 1 土 居 弥 蔵	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙63	上浮穴郡久万町大字二名甲11 31番地 吉 岡 辰治郎	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙63	上浮穴郡久万町大字二名39番 戸 山 中 義 志	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙63	上浮穴郡久万町大字二名甲84 9番地 土 居 眞 澄	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙63	上浮穴郡久万町大字二名甲96 1番地 2 大 原 益 晴	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙63	上浮穴郡久万町大字二名110 番戸 久 保 数 市	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙63	上浮穴郡久万町大字二名甲82 0番地 高 岡 万太郎	11
上浮穴郡久万高原町二名 乙63	上浮穴郡久万町大字二名甲73 7番地 竹 井 薫	II .
上浮穴郡久万高原町二名 乙102の 1	上浮穴郡久万町大字久万町13 83番地 石 丸 健 一	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙264	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 895番地 久 保 頼 男	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙270の 2	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 895番地 久 保 ナツ子	II .
上浮穴郡久万高原町二名 乙275の2、乙284の1	上浮穴郡父二峰村大字二名41 番戸 竹 内 音 吉	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙275の2、乙284の1	上浮穴郡父二峰村大字二名38 番戸 竹 内 德太郎	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙275の2、乙284の1	上浮穴郡父二峰村大字二名31 番戸 竹 中 友太郎	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙278	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 737番地 竹 井 刷 子	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙284の 2	松山市松末一丁目11番4号 山 下 寧 己	ıı .

上浮穴郡久万高原町二名 乙323の1、乙323の2	上浮穴郡久万町大字下畑野川 甲312番地 日 野 サツキ	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙1002	上浮穴郡父二峰村大字二名11 1番戸 岡 田 デンヨ	II.
上浮穴郡久万高原町二名 乙1014、乙1031、乙1038、 乙1039、乙1056、乙1106	上浮穴郡久万高原町二名甲21   46番地   高 岡 イツ子	ıı .
上浮穴郡久万高原町二名 乙1042	上浮穴郡久万町大字二名甲21 20番地 1 - ノ宮 薫	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙1043	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 241番地 3 中 田 康 範	11
上浮穴郡久万高原町二名 乙1058	上浮穴郡久万町大字二名甲20 04番地 3 西村壽	11
上浮穴郡久万高原町二名 乙1069	松山市余戸町1843番地 8 藤 本 フクヱ	11
上浮穴郡久万高原町二名 乙1090	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 2379番地 成 野 陟	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙1102	上浮穴郡久万町大字二名甲19 74番地 2 川 崎 清 規	II.
上浮穴郡久万高原町二名 乙1342の1	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 2349番地 成 野 陟	II.
上浮穴郡久万高原町二名 乙1342の3	上浮穴郡久万町大字二名甲23 49番地 成野 陟	11
上浮穴郡久万高原町二名 乙1348、乙2223	松山市北斎院町1021番地 成 本 武 博	II.
上浮穴郡久万高原町二名 乙1351	上浮穴郡久万町大字二名甲24 16番地 石 丸 榮	II.
上浮穴郡久万高原町二名 乙1353	松山市越智町210番地3 林 久 夫	II .
上浮穴郡久万高原町二名 乙1357の1、乙1357の2、 乙1357の4、乙1357の6	広島県竹原市竹原町3687番地 2 石 丸 厚	II
上浮穴郡久万高原町二名 乙1381から乙1383まで、 乙1387、乙2456の1、乙 2456の2	上浮穴郡久万町大字二名甲21 24番地 2 土 居 定 義	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙1488の1、乙1488の2、 乙2135、乙2136の2	北宇和郡松野町大字豊岡3160 番地 1 石 丸 寿	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙1488の1、乙1488の2、 乙1856、乙2135、乙2136 の2	松山市土居田町554番地石 丸 正 志	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙1598の 2	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 1511番地 1 竹 内 光 子	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙1707	高知県高岡郡窪川町北琴平町 8番16号 上本次勇	11
上浮穴郡久万高原町二名 乙1717	福岡縣八幡市大字尾倉1558番 地 越智實	II.
上浮穴郡久万高原町二名 乙1781の 2	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 3824番地 2 岡 田 瀧之進	II.
上浮穴郡久万高原町二名 乙1781の 2	上浮穴郡久万町大字二名甲40 79番地 1 植 田 明	II.
上浮穴郡久万高原町二名 乙1781の 2	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 3824番地 2 友 井 忠 男	II .
上浮穴郡久万高原町二名 乙1781の 2	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 4239番地 大下安則	II
上浮穴郡久万高原町二名 乙1784の1	宇和島市寄松甲720番地桐田 住宅7号 竹内猛浩	II
上浮穴郡久万高原町二名 乙1784の 2	宇和島市寄松甲720番地桐田 住宅7号 竹内陽子	II
上浮穴郡久万高原町二名 乙1811、乙1812	大洲市春賀甲1462番地 3 井 口 泰 充	11
上浮穴郡久万高原町二名 乙1834の1、乙2133	徳島県板野郡松茂町豊久字豊 久開拓 加藤隆一	11

上浮穴郡久万高原町二名 乙1845	上浮穴郡久万町大字入野1311 番地 2 東 マス子	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙1845	上浮穴郡久万町大字入野1311 番地 2 東 香 織	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙1845	上浮穴郡久万町大字入野1311 番地 2 東 勇一郎	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙1855	松山市居相町393番地3	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙1857	温泉郡重信町大字見奈良1243 番地 2 山 下 隆 一	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙1936、乙1937	香川県高松市高松町97番地 1 竹 内 靖 明	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙1944	上浮穴郡父二峰村大字二名74 番戸 竹 内 光 子	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙2028、乙2031	松山市北吉田町1064番地5稲田雄子	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙2029	伊予郡広田村大字満穂甲1339 番地 宇都宮 勝 弥	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙2068の3	松山市鉄砲町1番地4	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙2069の1	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 3746番地 上谷勝彦	11
上浮穴郡久万高原町二名 乙2069の2、乙2069の5	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 3746番地 上谷勝己	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙2069の3	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 3746番地 上谷辰造	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙2069の7	上浮穴郡久万町大字二名甲37 46番地 上谷勝己	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙2082、乙2137の1、乙 2137の2、乙2138の2	松山市美沢一丁目 1番23号石 田ビル203号 石 田 二 朗	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙2132の1	松山市湊町一丁目 1 番地 8	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙2135、乙2136の 2	松山市土居田町608番地1	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙2226の1	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 2571番地 松 嶋 貢	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙2226の 2	上浮穴郡久万町大字二名甲25 71番地 松 嶋 貢	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙2240、乙2243、乙2247	上浮穴郡父二峰村大字二名甲 2416番地 石 丸 常 盤	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙2241	上浮穴郡久万町大字久万町96 2番地 1 石 丸 靖	ıı .
上浮穴郡久万高原町二名 乙2322の1	松山市姫原二丁目 1番31号 岡田政宏	"
上浮穴郡久万高原町二名 乙1343の1、乙1343の3、 乙2248、乙2348の1、乙 2348の2、乙2348の7、 乙2348の9	上浮穴郡久万町大字菅生 2 番 耕地1345番地 成 野 晶	II
上浮穴郡久万高原町二名 乙2412、乙2413	上浮穴郡久万町大字二名甲21 46番地 高 岡 民 夫	11
上浮穴郡久万高原町二名 乙2426	松山市祝谷五丁目 6 番10号 北 福 丞	11
上浮穴郡久万高原町二名 乙2435	松山市吉藤四丁目2番10号 成野泰慎	11

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万 高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第1195号

次の加入区の特定養殖漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年 法律第158号)第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認め るので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規 定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

のり等養殖業(のり養殖業)



#### ○愛媛県告示第1196号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項 (同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基 づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は 起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成27年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間 平成27年10月2日から15日まで

#### ○愛媛県告示第1197号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画 公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次 のとおり公聴会を開催する。

平成27年10月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 平成27年11月4日(水)19時00分から
- 2 場所 新居浜市消防庁舎4階 コミュニティ防災センター
- 3 公聴会の案件及びその概要
- (1) 案件

新居浜都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 の変更」の案について

(2) 案件の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、都市計画区域全体を対象とし、愛媛県が広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにするため、都市計画の基本的な方針を定めるものである。

- 4 公述の申出等
- (1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区域内市町に在住の人ならびに利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

平成27年10月30日(金)まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の 開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ (電話 089 912 2738)

- 111, - 1, 111 - 111, - 111 - 111, - 111, - 111, -

#### ○愛媛県告示第1198号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画 公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次 のとおり公聴会を開催する。

平成27年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 平成27年10月22日(木)19時00分から
- 2 場所 東温市役所 4階 405会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
- (1) 案件

松山広域都市計画区域区分の変更案について

(2) 案件の概要

都市計画法第21条第1項の規定に基づき、次の区域内に存す る市街化調整区域を市街化区域に変更する。

東温市 野田二丁目、野田三丁目、見奈良、南方の各一部

- 4 公述の申出等
  - (1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区域内市町に在住の人ならびに利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

平成27年10月16日(金)まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の 開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ (電話 089 912 2738)

#### ○愛媛県告示第1199号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画 公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次 のとおり公聴会を開催する。

平成27年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 平成27年11月2日(月)19時00分から
- 2 場所 八幡浜みなっとみなと交流館 会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

八幡浜都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 の変更」の案について

(2) 案件の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、都市計画区域全体を対象とし、愛媛県が広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにするため、都市計画の基本的な方針を定めるものである。

- 4 公述の申出等
- (1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区域内市町に在住の人ならびに利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

平成27年10月28日(水)まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の 開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2 愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ (電話 089 912 2738)

## ○愛媛県告示第1200号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり住所の変更の届出があった。

平成27年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称

株式会社東京建築検査機構

- 2 住所
  - (1) 変更前

東京都中央区東日本橋一丁目1番4号

(2) 変更後

東京都中央区日本橋富沢町10番16号

3 変更年月日

平成27年9月28日

#### ○愛媛県告示第1201号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

------

平成27年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称及び住所

株式会社東京建築検査機構

東京都中央区東日本橋一丁目1番4号

- 2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
- (1) 変更前

名 称	事務所の所在地
構造判定事業部	東京都中央区東日本橋一丁目1番4号
TBTC名古屋 構造センター	愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号

#### (2) 変更後

名 称	事務所の所在地
構造判定事業部	東京都中央区日本橋富沢町10番16号
TBTC名古屋 構造センター	愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号
TBTC九州構 造センター	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

## 3 変更年月日

平成27年9月28日

## ○愛媛県告示第1202号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。 平成27年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称及び住所

日本建築検査協会株式会社

東京都中央区日本橋三丁目13番11号

2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

## (1) 変更前

	名		称		事務所の所在地
構	造	判	定	部	東京都中央区日本橋三丁目15番 6 号松木ビル 3 階

#### (2) 変更後

	名		称		事務所の所在地
構	造	判	定	部	東京都中央区日本橋三丁目13番11号油脂工業会館 5階

3 変更年月日

平成27年 9 月24日

## ○愛媛県告示第1203号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成27年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許の 取 消		免許0	D取消しを受けた	建築士	免 許 の 取消しの
取 消 年月日	氏	名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	理由
平成27年 9月18日	藤川	昭一	二級建築士	愛媛県知事登録 第4187号	欠格事由

## ○愛媛県告示第1204号

次のとおり落札者を決定した。 平成27年10月2日

## 愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
車いす4台対応マイクロバス 5台	愛媛県出納局会計 課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成27年 9 月15日	日産プリンス愛媛販売 株式会社 愛媛県松山市福音寺町 261番地	40 ,114 ,999円	一般競争入札	平成27年8月4日

## ○愛媛県告示第1205号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成27年10月2日

## 愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅サービス事業者の	指	サ	-	ビ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類			
指定居宅サービス事業者の名 称 又 は 氏 名	名				称		所		在		地	拍处平月口	リーに人の種類
株式会社エパック ニカサ新居浜店								居浜市	久保田	平成27年8月1日	日 訪問介護		
医療法人明生会	デイサー		至 1	愛媛県四[	国中央	市金生時	盯下分′	1348番地	平成27年8月1日	通所介護			
社会福祉法人宝集会	短期入所	開荘	愛9	愛媛県新月 1	居浜市	東田三	丁目乙′	1番地の	平成27年8月15日	短期入所生活介護			

# ○愛媛県告示第1206号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 平成27年10月2日

## 愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護予防サービス事業者の	指	定	介	護	予	防	Ħ	_	Ľ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類	
名 称 又 は 氏 名	名					称		所		7.	Έ		地	111亿千万日	プログログリエス	
社会福祉法人宝集会	短期入戶	听生活	介護	事業所	宝界	月荘	愛91	媛県第	f居浜	市東日	田三丁	目乙1	1番地の	平成27年8月15日	介護予防短期入所 生活介護	

#### ○愛媛県告示第1207号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年10月2日

## 愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指定介護予				予	防	サ	- ビス事業		業	所	指定年月日	サービスの種類		
名称又は氏名	名					称		所		7	玍		地	拍正千月口	リーこ人の種類
株式会社エパック	ニカサ新	新居浜	店				愛号	媛県第	居浜	市久(	呆田町	二丁	目10番12	平成27年8月1日	介護予防訪問介護
医療法人明生会	デイサービスいきいき							愛媛県四国中央市金生町下分1348番地 1					348番地	平成27年8月1日	介護予防通所介護

#### ○愛媛県告示第1208号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年10月2日

## 愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指定障害	晶 祉 サ ー ビ ス	事 業 者	指定障害福祉	廃止に係る指定障	害福祉サービス事業所	廃 止
尹未日田与	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日
3810500250	株式会社クック・チャ ム my mama	新居浜市新須賀町二丁 目 6 番16号	藤田敏子	就労移行支援	クック・チャム m mama	y 新居浜市新須賀町二丁目 6番16号	平成27年 8月31日

## ○愛媛県告示第1209号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成27年10月2日

## 愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建(開)第24号 平成27年 9 月24日	伊予郡松前町大字筒井字北内開293番 1 、293番 2 、293番 3	伊予郡松前町大字筒井161番地 1 渡 部 廣 志

±III	<b>☆</b>
訓	マ

## ○愛媛県訓令第18号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成27年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

# 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改 正 後								改 正 前					
表第	第2(第	4条関係)						別表	<b>第2</b> (第	4条関係)					
	知事の権	<b>重限に属する総務部関係事務に係る</b>	る特	定決	快裁!	事項	į		知事の権	権限に属する総務部関係事務に係る	る特	定決	扶身	事項	į
				決	裁区	分						決	裁区	分	
組	事務の		専決者			組	事務の			専決者					
織	種 類	事 項	知	部	局	課	±	織	種 類	事項	知	部	局	課	主
名			事		長	長	幹	名			事		長	長	幹
市	1 • 2							市	1 • 2		$\vdash$				
eT	省略							町	省略						
振	3 住	1 住民基本台帳の脱漏等に関						振	3 住	1 住民基本台帳の脱漏等に関					
興	民基	する市町長への通報(第12条						興	民基						
課	本台	<u></u> )						課	本台	<u>Ø 3</u> )					
	帳法								帳法	2 市町の執行機関に対する本	T				
	の施								の施	人確認情報の提供(磁気ディ					_
	行に								行に	スクの送付によるものに限					
	関す								関す	る。) (第30条の7第4項)					
	る事								る事	3 指定情報処理機関への本人					
	務								務	確認情報処理事務の委任及び					
										委任の解除(第30条の10第1					
										項、第30条の26第1項)					
										4 指定情報処理機関に情報提			_		
										供手数料を収受させることの					
										決定及びその額の承認(第30					
										条の10第4項、第5項)					
										5 指定情報処理機関に対する		_			
										指示(第30条の22第2項)					
										6 指定情報処理機関に対する		_			
										報告の徴収及び立入検査(第					
										30条の23第2項)					
		2 本人確認情報の安全確保措								7 本人確認情報の安全確保措					
		置 ( 第30条の24第 1 項 )								置 (第30条の29第1項)					
		3 提供を受けた本人確認情報								8 提供を受けた本人確認情報					
		の安全確保措置( <u>第30条の28</u>								の安全確保措置( <u>第30条の33</u>					
		第1項)								第1項)					
		4 自己の本人確認情報の開示								9 自己の本人確認情報の開示					
		等( <u>第30条の32第2項、第30</u>								等( <u>第30条の37第2項、第30</u>					
		条の33第2項)								条の38第2項)					
		5 自己の本人確認情報の訂								10 自己の本人確認情報の訂					
		正、追加又は削除の申出の処								正、追加又は削除の申出の処					
		理 (第30条の35)								理 (第30条の40)					
		6 住民票コードの利用制限に								11 住民票コードの利用制限に					
		関すること。								関すること。					
		(1) 中止勧告及び必要な措置								(1) 中止勧告及び必要な措置					
		の勧告(第30条の38第4								の勧告 ( 第30条の43第4					
		項)								項 )					

	(2) 命令( <u>第30条の38第5</u>
	<u>項</u> )
	(3) 報告の徴収及び立入検査
	(第30条の39第1項)
	7 市町長の処分に対する審査
	請求に対する裁決( <u>第31条の</u>
	<u>4</u> )
	<u>8</u> 省略
	9 省略
	10 省略
4 ~ 18	
省略	

	**-			
1				
	(2) 命令( <u>第30条の43第5</u>			
	<u>項</u> )			
	(3) 報告の徴収及び立入検査			
	( 第34条の 2 第 1 項 )			
	12 市町長の処分に対する審査			
	請求に対する裁決( <u>第31条の</u>			
	<u>3</u> )			
	13 省略			
	14 省略			
	15 省略			
4 ~ 18				
省略				

# 附 則

この訓令は、平成27年10月5日から施行する。

公告

報

# 〇公 告

## 技能検定の合格者について

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき平成27年6月27日から9月6日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成27年10月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 造園(造園工事作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6	C 2

## 2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 4	A 甲 5	A甲 8	A 甲 9	A 甲 10
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 18	C 1		•

# 金属熱処理 (一般熱処理作業)

3級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

# 機械加工(普通旋盤作業)

1級

受検番号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	В 2	C 1	C 2	C 4

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14	C 1
D 1	D 2				

# 機械加工(数値制御旋盤作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4	A甲 5	A甲 8	C 1	C 2

# 2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 3	A 甲 4	C 1	C 2	C 4	C 5

# 機械加工 (フライス盤作業)

1級

受	検	番	号	
В			1	

# 機械加工(数値制御フライス盤作業)

1級

受検	番号	受 検 都	番号	受 検 1	番 号	受 検	番号	受 検	番号	受 検	番号
A甲	1	A甲	3	A甲	4	В	1	В	2	В	3
C	2		4	C	5						

# 2級

受 検 番	号	受 検	番号
В	2	В	3

# 機械加工(平面研削盤作業)

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1

## 機械加工(マシニングセンタ作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 2

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3	A 甲 4	A甲 5	B 1	C 1

# 鉄工(製缶作業)

2級

受 検 番 号		受 検	番号
С	1	С	2

# 鉄工(構造物鉄工作業)

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
В 2	В 3

# 建築板金 ( 内外装板金作業 )

1級

受	検	番	号	
Ą	Ŧ		2	

# 仕上げ(治工具仕上げ作業)

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 2

# 仕上げ(機械組立仕上げ作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	B 2

## 2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 4	A甲 5	A甲 9	A甲 10	A 甲 12	A 甲 14
C 2	L 3	4	C 5		

# 電子機器組立て(電子機器組立て作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
В 3	C 1	C 2

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	B 1

# 電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)

1級

受	検	番	号	
A甲			3	

# 2級

受検番号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 A甲 11	A甲 3 C 1	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 9	A 甲 10

# 産業車両整備 (産業車両整備作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7

# 2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

# 建設機械整備(建設機械整備作業)

1級

受	検	番	号	
С			2	

# 2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	
A甲 11	A 甲 13	A 甲 14	A III 22	A甲 16	A 甲 17	
A 甲 18	A 甲 19	A 甲 21	A 甲 22	B 1		

# 婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2	C 5

# 建具製作(木製建具手加工作業)

受 検 番 号 C 1

# プラスチック成形 (射出成形作業)

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A甲 3	A甲 5

# プラスチック成形 (インフレーション成形作業)

1級

受	検番号	受 検	番号	受 検	番号	受 検	番号	受 検	:番号
С	1	С	2	С	5	С	6	С	7

# 陶磁器製造 (手ろくろ成形作業)

1級

受	検	番	号	
С			1	

2級

受	検	番	号	
ΑE	Ħ		1	

# 陶磁器製造(絵付け作業)

1級

受	検	番	号	
Αŀ	₱		1	

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

# 石材施工 (石張り作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号		
A甲 2	A 甲 3	C 2		

受 検	番号	受 検 番 号
A甲	2	A 甲 4

# とび(とび作業)

1級

受 検 番 号 受 検 番 号		受 検 番 号 受 検 都		5号 受検番号		受 検 番 号					
A甲	1	A甲	2	A甲	3	A甲	4	A甲	5	A甲	6
A甲	7	A甲	8	A甲	9	A甲	14	A甲	15	A甲	16
A甲	17	A甲	19	В	1	В	2	С	1		

# 左官(左官作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	B 4

# 2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 B 3	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A甲 6	B 2
Б 3					

# タイル張り (タイル張り作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1	C 2	C 3

# 畳製作(畳製作作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	C 1

## 防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号		受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	
A 甲 2	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	C 3	C 4	

# 防水施工(シーリング防水工事作業)

1級

受 検 番 号 受 検 番 号		受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	
A 甲 2	A 甲 4	A甲 5	A 甲 6	C 1	C 2	

2級

受 検 番 号 A 甲 1

# 防水施工(FRP防水工事作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	C 1	C 2

2級

受	検	番	号	
ΑF	₱		1	

内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ作業)

2級

受	検	番	号	
Ą	₱		3	

内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)

1級

受 検 番	受 検 番 号 受 検 番 号		受 検 番 号		受 検 番 号		受 検 番 号		受 検 番 号		
A甲	1	A甲	2	A甲	4	A甲	5	С	1	С	2

# 内装仕上げ施工(ボード仕上げ工事作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2	C 3

# 熱絶縁施工 ( 保温保冷工事作業 )

1級

受 検 都	音号	受 検	番号								
A甲	1	В	1	В	2	С	1	С	2	С	4
С	5	С	6	С	8						

2級

受	検	番	号	
В			1	

サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)

1級

受 検 番	号	受	検 番	号
В	1	С		2

表装(壁装作業)

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1	C 2

2級

受	検	番	号	
С			1	

# 塗装 (建築塗装作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 8	A 甲 9	B 1	В 3	B 4	C 9

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 9	A 甲 10	C 1

## 塗装(金属塗装作業)

1級

受 検	番号	受 枝	食番号
В	1	С	1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	B 1	B 2	C 2

## フラワー装飾(フラワー装飾作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 7

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 A甲 10	A甲 4	A甲 5	A 甲 6	A甲 8	A 甲 9
A 甲 10	C 1				

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年10月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

土地(埋立地)の売払い

(2) 売り払う土地(埋立地)の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
松山市大可賀三丁目1459番 2	雑種地	<b>147</b> . <b>70</b> m²
松山市大可賀三丁目1466番 2	雑種地	<b>236</b> .72 m²

松山市大可賀三丁目1468番3	雑種地	233 .04m²
松山市大可賀三丁目1471番 1	雑種地	<b>20</b> , <b>907</b> , <b>08</b> m²

#### 2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の 規定に該当しない者であること。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局 から排除要請がある者でないこと。
  - ウ 貯炭場業者であること。
  - エ 本県の長期総合計画に賛同し、本県の方針に従う意思のあること。
  - オ 松山港の港湾施設を有効に利用し、ひいては本県の産業経済の発展に寄与する意思のあること。
  - カ 大気汚染、水質汚濁、騒音、粉じんなどの公害に対し十分 な防止対策を立て実施する意思を有すること。
- (2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参 加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のな い者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成27年10月2日から平成27年10月23日までの勤務時間中 (月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分ま でをいう。)

イ 提出場所

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2691

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成27年10月23日(金)午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

- (3) 契約条項を示す場所等
  - ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付 場所及び問い合わせ先
    - (2)イに掲げる場所
  - イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法
    - (2)イに掲げる場所で交付する。
  - ウ 現地説明の日時及び場所
    - (ア) 日時

平成27年10月9日(金) 午後2時

(イ) 場所

売り払う土地(埋立地)の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

日時 平成27年11月4日(水) 午前10時

- (2) 入札及び開札の場所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第2別館5階土木部入札室
- (3) 入札書の提出方法 持参により提出すること。
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金 を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代 理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をし た小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
  - イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者 に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無 効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規 定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格を もって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 売り払う土地(埋立地)の用途制限
  - ア 落札者は、契約締結の日から10年以内に、売り払う土地を 入札参加申込時の利用計画以外の用途に供しようとするとき は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - イ 落札者は、契約締結の日から10年間、知事の承認を受ける ことなく、売り払う土地に係る所有権、地上権その他の使用 若しくは収益を目的とする権利又は抵当権、質権その他の担 保物権の設定又は移転をしてはならない。
  - ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約 金として県に支払わなければならない。
- (7) その他

詳細は、入札心得書による。

## 監査公表

#### ○公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、 監査の結果を次のとおり公表する。

平成27年10月2日

愛媛県監査委員 佐 伯 滿 孝

同 徳永繁樹

同 山之内 芳 夫

	<b>卧</b> 木	; <del>1.1</del> <del>42</del>	松		
	監査		機 関		監査年月日
総.	務	管	理	課	平成27年8月27日
人		事		課	平成27年8月27日
市	町	振	興	課	平成27年 8 月27日
私	学	文	書	課	平成27年 8 月27日
財		政		課	平成27年9月1日
行	革	分	権	課	平成27年9月1日
税		務		課	平成27年9月1日
総	合	政	策	課	平成27年 8 月11日
秘		書		課	平成27年8月11日
広	報	広	聴	課	平成27年 8 月11日
統		計		課	平成27年 8 月11日
情	報	政	策	課	平成27年8月11日
地	域	政	策	課	平成27年8月4日
交	通	対	策	課	平成27年8月4日
文	化・フ	スポー	ツ振興	課	平成27年8月4日
県	民	生	活	課	平成27年8月6日
男	女参画	・県	民 協 働	課	平成27年8月6日
人	権	対	策	課	平成27年8月6日
消	防防	方 災	安 全	課	平成27年8月4日
防	災危	色 機	管 理	課	平成27年8月4日
原	子 力	安 全	対 策	課	平成27年8月4日
環	境	政	策	課	平成27年8月11日
循	環 型	社 会	推進	課	平成27年8月11日
自	然	保	頀	課	平成27年8月11日
保	健	福	祉	課	平成27年 8 月20日
医	療	対	策	課	平成27年 8 月20日
健	康	増	進	課	平成27年 8 月31日
薬	務	衛	生	課	平成27年 8 月31日
子	育	て 支	援	課	平成27年 8 月25日
障	害	福	祉	課	平成27年 8 月25日
長	寿	介	護	課	平成27年 8 月25日
産	業	政	策	課	平成27年 8 月12日
企	業	立	地	課	平成27年 8 月12日
労	政	雇	用	課	平成27年 8 月12日
産	業	創	出	課	平成27年8月6日
観	光	物	産	課	平成27年8月6日
玉	際	交	流	課	平成27年8月6日
経	営	支	援	課	平成27年8月6日
農		政		課	平成27年8月27日
農	業	経	済	課	平成27年8月27日
ブ	ラン	ノド	戦 略	課	平成27年 8 月27日
農	地	整	備	課	平成27年 8 月24日
農	産	袁	芸	課	平成27年 8 月24日
畜		産		課	平成27年 8 月24日

林	業	政	策	課	平成27年8月12日
森	林	整	備	課	平成27年8月12日
漁		政		課	平成27年8月31日
水		産		課	平成27年8月31日
漁		港		課	平成27年8月31日
±	木	管	理	課	平成27年8月31日
用		地		課	平成27年8月31日
河		Ш		課	平成27年8月12日
水	資	源 対	策	課	平成27年8月12日
港	湾	海	岸	課	平成27年8月12日
砂		防		課	平成27年8月12日
道	路	建	設	課	平成27年 8 月19日
道	路	維	持	課	平成27年 8 月19日
都	市	計	画	課	平成27年 8 月19日
都	市	整	備	課	平成27年8月19日
建	築	住	宅	課	平成27年8月19日
国	体 総	務	企 画	課	平成27年8月19日
国	体 運	営・	施設	課	平成27年8月19日
玉	体 競	技	式 典	課	平成27年 8 月19日
障	害者ス	ポー	ツ 大 会	課	平成27年8月19日
国	体 競 技	力向	上 対 策	課	平成27年8月19日
出		納		局	平成27年8月31日
人	事 委	員 会	事務	局	平成27年9月1日
議	会	事	務	局	平成27年8月11日
監	查	事	務	局	平成27年9月1日
労	働 委	員 会	事務	局	平成27年8月6日
					1

平成26年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施 したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 収入未済の代執行費用徴収金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
17年度	6者	57 ,393 ,183	平成26年度決 算による。

(循環型社会推進課)

2 収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備	考
16年度及び17年度	547者	47 ,869 ,200	平成26年 算による	度決 。

(保健福祉課)

3 看護職員修学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	Ц	備考			
	現年度分	滞納繰越分	計	MH 15	
26年度	432 ,000	1 ,548 ,000	1 ,980 ,000	A = 1.1 = = = =	
25年度	216 ,000	1 ,422 ,000	1 ,638 ,000	金額は各年度の決算による。	ŧ
差引増減	216 ,000	126 ,000	342 ,000	· • ·	

(医療対策課)

4 児童扶養手当返還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

	Ļ	備考		
区分	現年度分	滞納繰越分	ーニー 備 内繰越分 計 計	
26年度	0	1 227 ,790	1 227 ,790	A #T.   5 5 5
25年度	41 <i>4</i> 30	2 ,150 <i>4</i> 30	2 ,191 ,860	金額は各年度の決算による。
差引増減	41 430	922 ,640	964 ,070	<b>.</b>

#### (子育て支援課)

5 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金 償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努 められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

□ Λ	Ц	備考		
区分	現年度分	滞納繰越分	計	1佣 1号
26年度	13 803 858	232 988 233	246 ,792 ,091	A 47.1.5.5.5
25年度	15 ,390 ,353	224 803 598	240 ,193 ,951	金額は各年度の決算による。
差引増減	1 <i>5</i> 86 <i>4</i> 95	8 ,184 ,635	6 ,598 ,140	<b>~</b> .

## (寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	Ц	備考		
	現年度分	滞納繰越分	計	M 1号
26年度	553 ,394	20 ,872 ,316	21 #25 ,710	A +T1   5 5 5
25年度	722 ,547	20 ,661 ,788	21 ,384 ,335	金額は各年度の決算による。
差引増減	169 ,153	210 528	41 ,375	· •

#### (子育て支援課)

6 収入未済の入所施設等保護者負担金(母子生活支援施設に係るもの) について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備	考
25年度	1者	1 ,100	平成26 <sup>年</sup> 算による	∓度決 る。

## (子育て支援課)

7 収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管 理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備	考
19年度及び20年度	1者	297 ,000	平成26 算によ	年度決 る。

## (障害福祉課)

8 収入未済の障害者自立支援基盤整備事業費補助金返還金について、 適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備	考
26年度	1者	16 ,662 ,591	平成26 算によ	年度決 る。

#### (障害福祉課)

9 収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権 管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備	考
19年度	1者	34 ,796 ,000	平成26 算によ	年度決 る。

## (企業立地課)

10 収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、

適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備	考
15年度~18年度	1者	34 ,800	平成26 算によ	年度決 る。

#### (労政雇用課)

11 中小企業振興資金特別会計における収入未済の高度化資金貸付金償 還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償 還金及び施設共同化資金貸付金償還金について、適切に債権管理され たい

## (高度化資金貸付金償還金)

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
17年度及び18年度	1者	958 ,942 ,530	平成26年度決算による。

#### (繊維工業構造改善資金貸付金償還金)

調定年度 債務者数		収入未済額(円)	備	考
13年度~19年度	3者	203 591 ,043	平成26 算によ	年度決 る。

## (設備近代化資金貸付金償還金)

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備	考
5年度及び6年度	1者	4 580 ,000	平成26年度決算による。	

#### (施設共同化資金貸付金償還金)

調定年度 債務者		収入未済額(円)	備	考
5年度及び6年度	1者	9 ,322 ,779	平成26年度決 算による。	

## (経営支援課)

12 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	Ц	又入未済額 (円	)	備考
	現年度分	滞納繰越分	計	MH 15
26年度	000, 000, 8	50 ,152 ,947	58 ,152 ,947	A 4711 5 5 5
25年度	000, 000, 8	51 ,717 ,947	59 ,717 ,947	金額は各年度の決算による。
差引増減	0	1 ,565 ,000	1 ,565 ,000	

#### (林業政策課)

13 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、納期限内の収入確保に努めるとともに、適切に 債権管理されたい。

調定年度 債務者数		収入未済額(円)	備考	
19年度~21年度	3者	1 ,055 ,355	平成26年度活 算による。	ŧ

#### (林業政策課)

14 県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成26年度末の歳入不足額は23億4,736万円と、前年度より3,800万円増加しており、さらに、平成26年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時(平成11年度)の5割程度にまで下落していることから、平成27年3月に見直しを行った県営林経営改善計画を着実に実行するなど、今後の健全な経営に向けて、より一層努められたい。

#### (森林整備課)

15 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

	L	以入未済額(円	)	
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備考
26年度	0	2 ,199 ,000	2 ,199 ,000	
25年度	0	2 234 ,000	2 234 ,000	
差引増減	0	35 ,000	35 ,000	る。

(漁政課)

16 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備	考
22年度	1者	969 ,517	平成26年度決算による。	

(漁政課)

17 住宅貸付損害金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

	Ц	以入未済額(円	)	備考
区分	現年度分	滞納繰越分	計	1佣 1号
26年度	85 ,354	29 ,638 ,658	29 ,724 ,012	A #7.1 & #
25年度	404 ,231	31 ,625 ,624	32 ,029 ,855	金額は各年度の決算による。
差引増減	318 ,877	1 ,986 ,966	2 ,305 ,843	۵.

(建築住宅課)

	監査対象機関	監査年月日
東	予 地 方 局	
	総 務 企 画	部 平成27年 7 月14日、 平成27年 7 月24日
	健 康 福 祉 環 境	部 平成27年 7 月14日、 平成27年 7 月24日
	四 国 中 央 保 健	所 平成27年7月14日
	産 業 経 済	部 平成27年7月24日
	東予家畜保健衛生	: 所 平成27年7月24日
	建設	部 平成27年7月14日
	四国中央土木事務	<b>新</b> 平成27年7月14日
	今 治 土 木 事 務	所 平成27年7月24日
	鹿森ダム管理事務	<b>新</b> 平成27年7月14日
	黒瀬ダム管理事務	<b>新</b> 平成27年7月14日
	玉川ダム管理事務	<b>新</b> 平成27年7月24日
	台 ダ ム 管 理 事 務	所 平成27年7月24日
	出 納	室 平成27年7月14日

#### (監査の結果)

平成26年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施 したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分		収入未済額(円)	)	備考
	現年度分	滞納繰越分	計	備考
26年度	279 ,305 ,632	619 ,711 ,574	899 ,017 ,206	金額は各
25年度	312 ,672 ,210	692 ,608 ,143	1 ,005 ,280 ,353	年度の油
差引増減	33 ,366 ,578	72 896 569	106 263 ,147	る。

(総務企画部)

2 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	Ц	· 備 考		
	現年度分	滞納繰越分	計	) MH 75
26年度	0	309 ,505	309 ,505	A 47.1 6 6 4
25年度	0	314 ,505	314 ,505	金額は各年度   の 決 算 に よ   る。
差引増減	0	5 ,000	5 ,000	. S.

(健康福祉環境部)

3 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金 償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一 層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	Ч	備考		
	現年度分	滞納繰越分	計	) M相 15
26年度	10 ,373 ,840	28 ,944 ,165	39 ,318 ,005	A ====================================
25年度	10 ,320 ,764	23 580 963	33 ,901 ,727	金額は各年度の決算による。
差引増減	53 ,076	5 363 202	5 <i>4</i> 16 <i>2</i> 78	. S.

#### (寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	Ц	· 備 考		
	現年度分	滞納繰越分	計	) MH 15
26年度	309 <i>4</i> 49	1 ,416 ,784	1 ,726 ,233	A + T
25年度	274 <i>4</i> 00	1 318 216	1 ,592 ,616	金額は各年度の決算による。
差引増減	35 ,049	98 ,568	133 ,617	<b>.</b>

(健康福祉環境部)

4 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

	Ц	<i>(</i> #	<b>≠</b> ×		
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備考	75
26年度	887 <i>4</i> 00	6 293 ,000	7 ,180 ,400	^#L4	<del></del>
25年度	1 ,612 ,300	6 200 600	7 812 900	金額は各 の決算 る。	年度によ
差引増減	724 ,900	92 ,400	632 500	<b>&gt;</b> °	

(建設部)

5 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、 一層努められたい。

区分	Ч	備考		
	現年度分	滞納繰越分	計	] MH 75
26年度	547 ,800	3 329 ,000	3 876 800	A #T.   5 5 5
25年度	448 500	3 ,373 ,300	3 821 800	金額は各年度   の 決 算 に よ   る。
差引増減	99 ,300	44 ,300	55 ,000	<b>.</b>

(建設部(今治土木事務所))

6 職員の不注意により公用車による事故が発生(2件)し、当該車両 及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(建設部(今治土木事務所))

	監	查	対	象	機	関			監 査 年 月 日
中	予	ţ	b	方		局			
	総	務		企		画		部	平成27年 7 月23日
	健	康	畐	祉	環	ţ	竟	部	平成27年 7 月23日
	産	業		経		済		部	平成27年 7 月23日
	中	予家	畜	保	健	衛	生	所	平成27年 7 月23日
	建			設				部	平成27年 7 月23日
	久	万高	原	ŧ±	木	事	務	所	平成27年 7 月23日
	出			納				室	平成27年 7 月23日

平成26年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施 したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

		収入未済額(円)	)	備考
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備考
26年度	380 ,663 ,911	1 ,077 ,604 ,122	1 ,458 ,268 ,033	金額は各
25年度	450 530 898	1 <i>4</i> 50 <i>4</i> 28 <i>2</i> 70	1 ,900 ,959 ,168	ケーカンカー
差引増減	69 ,866 ,987	372 ,824 ,148	442 ,691 ,135	る。

(総務企画部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	Ц	· 備 考		
	現年度分	滞納繰越分	計	1 1/1 1/5
26年度	3 209 ,645	5 ,931 ,949	9 ,141 ,594	
25年度	1 892 537	4 ,150 ,624	6 ,043 ,161	金額は各年度 の決算によ る。
差引増減	1 ,317 ,108	1 ,781 ,325	3 ,098 ,433	· • •

(健康福祉環境部)

3 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金 償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一 層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

- Λ	Ц	/±±	<b></b>		
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備考	考
26年度	1 ,950 ,842	7 ,061 <i>,</i> 401	9 ,012 ,243	A #T. I	
25年度	1 ,696 ,582	6 ,102 ,879	7 ,799 <i>,</i> 461	金額はの決算	音年度 算によ
差引増減	254 ,260	958 ,522	1 212 ,782	ο.	

## (寡婦福祉資金貸付金償還金)

	ц	備考		
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備 考
26年度	240 ,818	1 535 664	1 ,776 ,482	
25年度	133 ,328	1 552 330	1 ,685 ,658	金額は各年度の決算による。
差引増減	107 <i>4</i> 90	16 ,666	90 ,824	<b>3</b> °

(健康福祉環境部)

4 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴う

もの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額 (円)	備考
16年度	1者	97 ,016	平成26年度決 算による。

(産業経済部)

5 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、 引き続き努められたい。

区分	Ч	│ │ │ 備 考		
	現年度分	滞納繰越分	計	) MH 75
26年度	6 ,749 ,900	23 282 637	30 ,032 ,537	A 4711 5 5 5
25年度	7 ,062 ,800	26 419 567	33 ,482 ,367	金額は各年度の決算による。
差引増減	312 ,900	3 ,136 ,930	3 449 830	<b>.</b>

(建設部)

6 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴う もの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
21年度及び22年度	2者	83 ,044	平成26年度決 算による。

(建設部)

7 職員の不注意により公用車による事故が発生(3件)し、相手方の 人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

(建設部)

8 収入未済の違約金及び前払金余剰額に対する利息(いずれも工事請 負契約の解除に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。 (違約金)

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
26年度	1者	270 ,100	平成26年度決 算による。

(利息)

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
26年度	1者	247 ,885	平成26年度決 算による。

(建設部(久万高原土木事務所))

	監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日
南	予 地 方 局		
	総 務 企 画	部	平成27年 7 月15日、 平成27年 7 月17日
	健康福祉環境	部	平成27年 7 月15日、 平成27年 7 月17日
	産 業 経 済	部	平成27年 7 月15日、 平成27年 7 月17日
	南予家畜保健衛生	所	平成27年7月15日
	建 設	部	平成27年7月17日
	大 洲 土 木 事 務	所	平成27年7月15日
	八幡浜土木事務	所	平成27年7月15日
	西 予 土 木 事 務	所	平成27年7月15日
	愛 南 土 木 事 務	所	平成27年7月17日
	須賀川ダム管理事務	所	平成27年7月17日
	山財ダム管理事務	所	平成27年7月17日
	出納	室	平成27年 7 月17日

平成26年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施 したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 扶養手当について、異動先の所属において、平成23年度から平成25年度までの間、当局に所属していた職員に対する過支給(期末手当に係る金額を含めて250,738円)が判明したので、今後同様の事案が生じないよう、各所属に対して、所属する職員に対して扶養手当に関する定めを定期的に研修するなどして周知徹底させるとともに、認定を行った後においても、扶養親族に係る扶養の実態等について、職員に報告させたり関係書類の提出を求めるなどして、実情の把握に努めるよう指導されたい。 (総務企画部)
- 2 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

		備考		
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備考
26年度	90 ,771 ,610	152 ,161 ,656	242 ,933 ,266	金額は各
25年度	85 ,817 ,667	196 ,159 ,770	281 ,977 ,437	年度の決算によ
差引増減	4 ,953 ,943	43 ,998 ,114	39 ,044 ,171	る。

(総務企画部)

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	Ц	以入未済額(円	)	· 備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
26年度	1 ,075 ,514	9 395 311	10 ,470 ,825	
25年度	434 ,803	9 285 508	9 ,720 ,311	金額は各年度 の決算によ る。
差引増減	640 ,711	109 ,803	750 ,514	

(健康福祉環境部)

4 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金 償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一 層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

	収入未済額(円)			備考
区分	現年度分	滞納繰越分	計	1 1
26年度	5 ,999 ,616	17 ,192 ,579	23 ,192 ,195	
25年度	5 ,766 ,664	13 ,934 ,019	19 ,700 ,683	金額は各年度の決算による。
差引増減	232 ,952	3 258 560	3 <i>4</i> 91 <i>5</i> 12	•

## (寡婦福祉資金貸付金償還金)

- A	収入未済額(円)			/# #¥
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備考
26年度	317 ,346	2 ,392 ,616	2 ,709 ,962	
25年度	379 ,044	2 ,157 ,253	2 536 297	金額は各年度の決算による。
差引増減	61 ,698	235 ,363	173 ,665	

(健康福祉環境部)

5 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

	Ц	又入未済額(円	)	· 備 考
区分	現年度分	滞納繰越分	計	· 備 考
26年度	502 ,697	954 ,369	1 ,457 ,066	A #T.   A #
25年度	408 ,774	705 ,965	1 ,114 ,739	金額は各年度の決算による。
差引増減	93 ,923	248 ,404	342 ,327	<b>~</b> °

(健康福祉環境部(八幡浜支局))

6 収入未済の賠償金(公用車事故に伴うもの)について、適切に債権 管理されたい。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
22年度	1者	191 ,775	平成26年度決 算による。

(産業経済部(八幡浜支局))

7 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	Ц	以入未済額 (円	)	備考
	現年度分	滞納繰越分	計	] MH 15
26年度	818 200	484 200	1 ,302 ,400	<b>人好</b> 以 2 左京
25年度	803 ,500	769 <i>4</i> 00	1 ,572 ,900	金額は各年度の決算による。
差引増減	14 ,700	285 200	270 500	<b>~</b> °

(建設部)

8 扶養手当について、異動先の所属において、平成23年度に当所に所属していた職員に対する過支給(期末手当に係る金額を含めて250,73 8円)が判明したが、当該職員から扶養親族の死亡の連絡を受けた際に、職員の給与の支給等に関する規則第7条に基づく届出を行うよう指示していたならば、このような事態は発生しなかったものである。

したがって、今後同様の事案が生じないよう、所属する職員に対して扶養手当に関する定めを定期的に研修するなどして周知徹底するとともに、扶養親族に係る扶養の実態等について、職員に報告させたり関係書類の提出を求めるなどして、実情の把握に努められたい。

(建設部(大洲土木事務所))

9 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

- Λ	収入未済額(円)			/# ±
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備考
26年度	96 ,300	383 200	479 ,500	
25年度	158 <i>4</i> 00	388 ,700	547 ,100	金額は各年度の決算による。
差引増減	62 ,100	5 ,500	67 ,600	<b>.</b>

(建設部(八幡浜土木事務所))

	監査対象機り		監 査 年 月 日
東	京 事 務	所	平成27年7月9日
研	修	所	平成27年 5 月14日
消	防   学	校	平成27年 4 月24日
消	費生活セン	タ ー	平成27年 4 月23日
原	子カセン	タ ー	平成27年 5 月22日
福	祉総合支援セン	タ ー	
	(旧)中央児童相	談所	平成27年 4 月23日
	(旧)身体障害者更生	相談所	平成27年 4 月23日

			7-20-1	1	<u> </u>	1	
	(旧)	婦	人	相	談	所	平成27年 5 月13日
	(旧)	知的	障害	者更:	生相談	新	平成27年 4 月23日
東	予子ど	ŧ.	女性	支援:	センタ	_	
	(旧)	東	7 児	童	相談	所	平成27年 5 月19日
南	予子ど	ŧ.	女性:	支援:	センタ	· _	
	(旧)	南子	7 児	童	相談	所	平成27年 5 月22日
食	肉衛	生木	) 查	セ	ンタ	_	平成27年 5 月13日
動	物:	受 話	ま セ	・ン	タ	_	平成27年 5 月13日
衛	生	環	境	研	究	所	平成27年 4 月24日
心	- と 体		 建康		ンタ	_	平成27年 4 月23日
- 子	 ど ŧ			セン	ノタ	_	平成27年 5 月19日
え	υ		め	= =	-	園	平成27年 5 月19日
計	·		検	5		所	平成27年 5 月13日
н і	_	•		~	_	***	平成27年5月13日、
産	業	技	術	研	究	所	平成27年 5 月14日、 平成27年 5 月15日
新	居浜	高(	等 技	術	専門	校	平成27年 5 月19日
今	治高	等	技	術!	1 門	校	平成27年 5 月14日
松	山高	等	技	術!	1 門	校	平成27年 5 月13日
宇	和島	高(	等 技	術	専門	校	平成27年 5 月13日
大	ß	į	事	矛.	<b>5</b>	所	平成27年 5 月13日
病	害	虫	β	防	除	所	平成27年 4 月24日
農			大	··	-	校	平成27年 5 月19日
	21						平成27年 4 月24日、
農	林	水	産	研	究	所	平成27年 5 月13日、 平成27年 5 月19日、
_							平成27年 5 月22日
家 	畜	病	性	鑑	定 	所	平成27年 5 月13日

平成26年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施 したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	Ц	備考		
	現年度分	滞納繰越分	計	(相) 写
26年度	5 <i>4</i> 79 ,790	26 ,672 ,720	32 ,152 ,510	A 47.1.5.5.5
25年度	5 277 370	26 823 930	32 ,101 ,300	金額は各年度の決算による。
差引増減	202 #20	151 210	51 210	<b>3</b> °

(福祉総合支援センター((旧)中央児童相談所))

2 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

	Ц	以入未済額(円	)	/# #¥
区 分	現年度分	滞納繰越分	計	· 備 考
26年度	2 ,310 ,080	9 ,822 ,861	12 ,132 ,941	A 47.1.5.5.5
25年度	2 ,210 ,341	9 476 920	11 ,687 ,261	金額は各年度     の 決 算 に よ     る。
差引増減	99 ,739	345 ,941	445 ,680	, S

(東予子ども・女性支援センター((旧)東予児童相談所))

3 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

<u>ν</u> Λ	Ц	備考			
区分	現年度分	滞納繰越分	計	) M	
26年度	1 ,848 ,180	4 349 330	6 ,197 ,510	A #T.   5 5	
25年度	1 805 250	3 ,062 ,490	4 ,867 ,740	金額は各年月 の決算に。 る。	送よ
差引増減	42 ,930	1 286 840	1 ,329 ,770	ν.	

(南予子ども・女性支援センター((旧)南予児童相談所)) 4 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入 未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	Ц	備考		
	現年度分	滞納繰越分	計	1佣 15
26年度	744 ,090	3 ,637 ,781	4 ,381 ,871	A 47.1.5.5.5
25年度	1 311 543	3 256 696	4 568 239	金額は各年度の決算による。
差引増減	567 <i>4</i> 53	381 ,085	186 ,368	<b>o</b>

(子ども療育センター)

5 収入未済の食卵委託販売契約に係る生産物売払収入について、適切 に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備考
25年度	1者	1 ,366 ,484	平成26年度決 算による。

(農林水産研究所(畜産研究センター養鶏研究所))

	監査	対 象	機関		監 査 年 月 日
教	育	総	務	課	平成27年8月24日
生	涯	学	習	課	平成27年 8 月24日
文	化	財 保	頀	課	平成27年 8 月24日
保	健	体	育	課	平成27年 8 月26日
義	務	教	育	課	平成27年 8 月20日
高	校	教	育	課	平成27年 8 月20日
人	権	教	育	課	平成27年 8 月20日
特	別支	援	教 育	課	平成27年 8 月20日
中	予 教	(育	事 務	所	平成27年 5 月13日
東	予 教	有 暮	事 務	所	平成27年 5 月14日
南	予 教	1 育	事 務	所	平成27年 5 月13日
総	合 教	育セ	ンタ	_	平成27年 5 月15日
総	合 科	学物	尃 物	館	平成27年 5 月19日
歴	史文	化 ‡	尃 物	館	平成27年 5 月22日
図		書		館	平成27年 5 月13日
美		術		館	平成27年 5 月13日
Ш	之 江	高等	等 学	校	平成27年2月9日
Ξ	島	高 等	学	校	平成27年 1 月23日
±	居	高 等	学	校	平成27年 1 月23日
新	居 浜	東高	等 学	校	平成27年 1 月23日
新	居 浜	西高	等 学	校	平成27年 1 月21日
新	居 浜	南高	等 学	校	平成27年 2 月 9 日
新	居浜	工 業 高	等 学	校	平成27年2月9日

	平成27年10月2日		
新	居浜商業高等学	校	平成27年 2 月 9 日
西	条高等学	校	平成27年2月9日
西	条農業高等学	校	平成27年2月9日
小	松高等学	校	平成27年2月9日
東	予 高 等 学	校	平成27年2月9日
丹	原高等学	校	平成27年2月9日
今	治西高等学	校	平成27年 1 月21日
今	治南高等学	校	平成27年2月9日
今	治北高等学	校	平成27年 1 月21日
今	治工業高等学	校	平成27年2月9日
伯	方 高 等 学	校	平成27年 1 月21日
弓	削高等学	校	平成27年 1 月21日
北	条高等学	校	平成27年2月9日
松	山東高等学	校	平成27年2月9日
松	山南高等学	校	平成27年2月9日
松	山 北 高 等 学	校	平成27年2月9日
松	山中央高等学	校	平成27年 2 月 9 日
松	山工業高等学	校	平成27年 1 月23日
松	山商業高等学	校	平成27年 1 月23日
東	温高等学	校	平成27年2月9日
上	浮 穴 高 等 学	校	平成27年 2 月 9 日
小	田高等学	校	平成27年 2 月 9 日
伊	予 農 業 高 等 学	校	平成27年2月9日
伊	予 高 等 学	校	平成27年2月9日
大	洲高等学	校	平成27年 1 月19日
大	洲農業高等学	校	平成27年 1 月19日
長	浜 高 等 学	校	平成27年2月9日
内	子 高 等 学	校	平成27年2月9日
八	幡浜高等学	校	平成27年2月9日
八	幡 浜 工 業 高 等 学	校	平成27年2月9日
Ш	之 石 高 等 学	校	平成27年 1 月19日
Ξ	崎 高 等 学	校	平成27年 1 月19日
Ξ	瓶高等学	校	平成27年2月9日
宇	和 高 等 学	校	平成27年 1 月19日
野	村 高 等 学	校	平成27年 1 月19日
宇	和島東高等学	校	平成27年2月9日
宇	和島水産高等学	校	平成27年2月9日
吉	田 高 等 学	校	平成27年2月9日
Ξ	間 高 等 学	校	平成27年2月9日
北	宇和高等学	校	平成27年2月9日
津	島高等学	校	平成27年2月9日
南	宇和高等学	校	平成27年2月9日
今	治東中等教育学	校	平成27年2月9日
松	山西中等教育学	校	平成27年2月9日
宇	和島南中等教育学	校	平成27年2月9日
松	山 盲 学	校	平成27年2月9日

松	山 聾 学	校	平成27年 1 月21日
し	げのぶ特別支援学	校	平成27年 1 月23日
み	なら特別支援学	校	平成27年 1 月23日
今	治 特 別 支 援 学	校	平成27年2月9日
宇	和特別支援学	校	平成27年2月9日
新	居 浜 特 別 支 援 学	校	平成27年 1 月21日

平成26年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施 したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	Ц	   備 考		
	· -	滞納繰越分	計	MH 15
26年度	53 544 500	116 ,748 ,500	170 293 ,000	
25年度	50 ,358 ,000	90 ,931 ,400	141 289 400	金額は各年度の決算による。
差引増減	3 ,186 ,500	25 ,817 ,100	29 ,003 ,600	) o

## (教育総務課)

2 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限 内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	Ц	以入未済額(円	)	備考
	現年度分	滞納繰越分	計	] 1/44 1/5
26年度	46 ,372 ,585	484 516 687	530 889 272	
25年度	48 ,674 ,574	451 ,675 ,629	500 ,350 ,203	金額は各年度の決算による。
差引増減	2 301 989	32 ,841 ,058	30 ,539 ,069	<b>~</b> •

## (人権教育課)

3 平成25年度のバックネット外修繕契約について、風圧力に対する安全度を検討しないまま、鋼管柱(89m)を、テニスコート防球フェンス改修工事(八工第25-1号)において先に施工した主柱(4m)及びそのコンクリート基礎に一体化させるように施工したため、主柱及び基礎の所要の安全度が確保されていないものとなっていた。

先に施工した構造物の安全度に影響を与えるような施工をする際は、 事前に安全度を十分検討されたい。 (八幡浜工業高等学校)

	監査	対 象	機関		監査年月日
警	察	z	<b>z</b>	部	平成27年 8 月25日
四	国 中	央 警	察	署	平成27年 2 月12日
新	居	兵 警	察	署	平成27年 3 月18日
西	条	警	察	署	平成27年 2 月12日
西	条	雪 警	察	署	平成27年 3 月18日
今	治	警	察	署	平成27年 2 月10日
伯	方	警	察	署	平成27年 3 月18日
松	山,東	東 警	察	署	平成27年 2 月10日
松	Щ ₹	警 警	察	署	平成27年 3 月18日
松	山南	南 警	察	署	平成27年 2 月12日
久	万 高	原	察	署	平成27年 3 月18日
伊	予	警	察	署	平成27年 2 月10日

大	洲	警	察	署	平成27年 3 月18日
八	幡	浜	警察	署	平成27年 2 月10日
西	予	警	察	署	平成27年 3 月18日
宇	和	島	警察	署	平成27年 3 月18日
愛	南	警	察	署	平成27年 2 月12日

平成26年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施 したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、 引き続き努められたい。

区分	Ц	備考		
	現年度分	滞納繰越分	計	MH 写
26年度	2 ,336 ,000	5 ,630 ,356	7 ,966 ,356	A 47.1 5 5 5
25年度	1 ,951 ,000	8 ,129 ,356	10 ,080 ,356	金額は各年度の決算による。
差引増減	385 ,000	2 499 ,000	2 ,114 ,000	δ.

(警察本部)

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、収入未済額の縮減に、 引き続き努められたい。

区分	Ц	備考		
	現年度分	滞納繰越分	計	
26年度	358 200	1 ,633 ,400	1 ,991 ,600	A +T1   5
25年度	510 ,100	1 ,702 ,700	2 212 800	金額は各年度の決算による。
差引増減	151 ,900	69 ,300	221 200	· •

(警察本部)

3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備	考
17年度及び19年度	2者	000, 908	平成26 算によ	年度決 る。

- 4 職員の不注意により警察車両による事故が発生(12件)し、当該車 両及び相手方車両の毀損があった。 (警察本部)
- 5 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
18年度	1者	789 ,931	平成26年度決 算による。

(今治警察署)

- 6 職員の不注意により警察車両による事故が発生(6件)し、当該車 両並びに相手方工作物及び車両の毀損があった。 (今治警察署)
- 7 職員の不注意により警察車両による事故が発生(4件)し、相手方 の人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

(松山西警察署)

- 8 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車 両の毀損があった。 (松山南警察署)
- 9 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備	考
23年度	1者	275 ,000	平成26 算によ	年度決 る。

( 宇和島警察署 )

#### 人事委員会告示

## ○愛媛県人事委員会告示第6号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報(平成17年4月愛媛県人事委員会告 示第4号)の一部を次のように改正し、平成27年10月5日から施行する。

平成.27年10月2日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 īF 後 改 īF 前

愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第 1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情 報を次のとおり定め、告示の日から施行し、愛媛県個人情報保護条 例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができ る個人情報(平成14年3月愛媛県人事委員会告示第1号)は、平成 │ る個人情報(平成14年3月愛媛県人事委員会告示第1号)は、平成 17年3月31日限り、廃止する。

愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第 1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情 報を次のとおり定め、告示の日から施行し、愛媛県個人情報保護条 例第25条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができ 17年3月31日限り、廃止する。

## 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定に基づく同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書に ついて、訂正の届出があった。

その要旨は、次のとおりである。

平成27年10月2日

平成27年10月2日	<u> </u>	<u>ж тх</u>	<b>第2/12</b> 写	
		愛媛県選挙管理委員会委員長	西蔭	健
政治団体の収支報告書の要旨				
第12条関係				
平成25年分				
その他の政治団体				
(訂正後)				
政治団体の名称 <b>愛媛県商工連盟連合会新居浜</b>	支部			
報告年月日 H26.3.13				
1 収入総額		155 225 円		
前年繰越額		111 ,186 円		
本年収入額		44 ,039 円		
2 支 出 総 額		10,380 円		
3 翌年繰越額		144 845 円		
4 本年収入の内訳				
本部又は支部から供与された交付金に係る	収入	44 ,000 円		
日本商工連盟		44 ,000 円		
その他の収入		39 円		
1 件10万円未満のもの		39 円		
5 支出の内訳				
経常経費		10 ,380 円		
事務所費		10 ,380 円		
(訂正前)				
政治団体の名称 <b>愛媛県商工連盟連合会新居浜</b>	支部			
報告年月日 H26 . 3 . 13				
1 収入総額		0 円		
2 支 出 総 額		0 円		
平成24年分				
その他の政治団体				
(訂正後)				
   政治団体の名称 <b>愛媛県商工連盟連合会新居浜</b>	支部			
報告年月日 H25.2.20				
1 収入総額		432 896 円		
前年繰越額		388 818 円		
本年収入額		44 ,078 円		
2 支 出 総 額		321 ,710 円		
3 翌年繰越額		111 ,186 円		
4 本年収入の内訳				
本部又は支部から供与された交付金に係る	収入	44 ,000 円		
日本商工連盟		44 ,000 円		
その他の収入		78 円		
1 件10万円未満のもの		78 円		
5 支出の内訳				
経常経費		21 ,710 円		
事務所費		21 ,710 円		
政治活動費		300,000 円		
選挙関係費		300,000 円		
(訂正前)				
   政治団体の名称 <b>愛媛県商工連盟連合会新居浜</b>	支部			
報告年月日 H25 . 2 . 20				
1 収入総額		0 円		
2 支 出 総 額		0 円		
平成23年分				
その他の政治団体				

## (訂正後)

政治団体の名称 **愛媛県商工連盟連合会新居浜支部** 

報告年月日 H24.3.22

1	収 入 総	額	397 ,098 円
Ē	前年繰越額		351 ,009 円
7	<b>本年収入額</b>		46 ,089 円
2	支 出 総	額	8 280 円
3	翌年繰越	額	388 810 円

4 本年収入の内訳

本部又は支部から供与された交付金に係る収入 46 000 円 日本商工連盟 46 000 円 その他の収入 89 円 1 件10万円未満のもの 89 円

5 支出の内訳

経常経費 8 280 円 事務所費 8 280 円

(訂正前)

政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会新居浜支部

報告年月日 H24.3.22

 1 収 入 総 額
 0 円

 2 支 出 総 額
 0 円

## 公営企業告示

## ○愛媛県公営企業告示第11号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報(平成27年4月愛媛県公営企業告示第4号)の一部を次のように改正し、平成27年10月5日から施行する。

平成27年10月2日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第	愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号) <u>第27条第</u>
1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情	<u>1項</u> の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情
報を次のとおり定め、告示の日から施行する。	報を次のとおり定め、告示の日から施行する。

平成27年10月 2 日 発行 1038